

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○有害図書類の指定	（ 同 ）	一
○認証食品の認証	（食産業振興課）	二
○家畜伝染病の発生	（畜 産 課）	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件）	（農村振興課）	二
○建設業の営業の停止	（事業管理課）	三
○建設業の許可の取消し	（ 同 ）	三
○道路の区域変更	（道 路 課）	四
○平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部改正	（都市計画課）	四
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（警察本部会計課）	四
○定期監査結果に対する措置の公表		六

## 告 示

○宮城県告示第千百二十三号  
宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地 指定取消しの年月日

有限会社越河石油 代表取締役 白石市越河五賀字宮下前町一 平成二十二年十月三十一日

八巻 弘一

○宮城県告示第千百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 とみやまづくり創生機構

一 代表者の氏名 高橋 修

二 主たる事務所の所在地 黒川郡富谷町明石台五丁目三十三番地七

三 定款に記載された目的 この法人は、行政、地域企業、地域住民等と協働することにより、地域住民に対して地域における住民の生活の糧としての、地域資源の活用や地域の特長を活かした産業や働ける場を確立し、雇用を生み出す

ことにより周辺地域に過度に依存しない自立したまちづくりを行う。それにより子供から高齢者に至るまでの地域住民がその地域において末永く幸福な生活を享受できるように寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年十一月二十六日

○宮城県告示第千百二十五号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	週刊実話 ザ・タブー	（株）日本ジャーナル出版
		20327・1/10	

二	雑誌	BUBKA 1月号 17885・01	(株)コアマガジン
三	雑誌	Gossip 炎 Vol. 04 11842・01	(株)サン出版
四	雑誌	サーカス・マックス 12月号 04099・12	KKベストセラーズ
五	雑誌	裏モノ JAPAN 1月号 01805・1	(株)鉄人社
六	雑誌	恋愛白書 パステル 1月号 19625・01	(株)宙出版
七	雑誌	まんがグリム童話 1月号 08305・1	(株)ぶんか社
八	雑誌	恋愛熱情 1月号 09657・01	(株)一水社
九	雑誌	Sweet プチ 1月号 15487・01	(株)笠倉出版社
十	雑誌	黄金のGT タブー Vol. 6 63427・14	(株)晋遊舎

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第千二百一十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年十二月十四日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百八十	みやぎの純米酒	東北総合サービス株式会社代表取締役社長 新妻博敏	仙台伊澤家勝山酒造株式会社	一 仙台市泉区福岡字二又二五・

二 認証年月日

平成二十二年十二月二日

○宮城県告示第千二百一十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 五頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十二年十一月二十九日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第千二百一十八号

県営中田南部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十四日から平成二十三年一月十三日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市中田総合支所

○宮城県告示第千二百二十九号

県宮松島東部地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十四日から平成二十三年一月十三日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第千二百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）以下「法」という。（第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十二年十二月九日

二 被処分者の商号又は名称

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設業許可番号（宮城県知事許可）

日興電建株式会社  
木村 俊介

仙台市宮城野区宮千代一丁目十六番三号

特・二十二  
第一万八百八十二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十二年十二月二十三日から十二月二十五日までの三日間

四 処分の原因となつた事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十六条の二の規定に違反して廃棄物を焼却したため、同法第二十五条第一項第十五号及び第三十二条第一項第一号に定める罰金が古川簡易裁判所の略式命令により科せられたこと。

○宮城県告示第千三百一十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年十二月三日

二 商号又は名称等

株式会社相澤製 相澤 建樹	多賀城市栄二丁目六、五十三	般・十九 第八号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 鋼構造物工事業	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	平成二十二年 十一月八日
二瓶電気工事 二瓶 重敏	仙台市若林区かずみ町 十五、一	般・十八 第五千六百三 号	全部廃業 一般建設業 電気工事業		平成二十二年 十一月五日
新成エステート 株式会社 小林 光栄	仙台市青葉区双葉ヶ丘 一丁目十八、四十八	般・十八 第六千六百二 百六十一号	全部廃業 一般建設業 土木工事業		平成二十二年 十一月一日
株式会社マイホ	仙台市若林区伊在字東	般・十九	一部廃業		平成二十二年

株式会社アースビルダー 森下 謙	仙台市泉区市名坂字石止六十四、一	第一万八千八百一十三号	一般建設業 大工工事業 屋根工事業 土木工事業 電気工事業 機械工事業 建設業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業	十一月十二日
一般建設業 大工工事業 屋根工事業 土木工事業 電気工事業 機械工事業 建設業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業	平成二十二年十一月四日			

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第千二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 出島線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員（メートル）		敷地の延長（メートル）	
牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一 地先から		前	後	—		—	
同郡同町出島字別当浜二番一 地先まで		後	前	五・〇	一九・〇	二三八・〇	—

○宮城県告示第千二百三十三号

平成五年宮城県告示第千四百五十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月十九日から施行する。

平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十二年十二月十四日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市高館吉田字上鹿野東三番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市青葉区中山八丁目十番十二号シティハイム一〇一  
武田 晴信

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十二年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 クライアントシステム用サーバ貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十三年三月一日から平成二十八年二月二十九日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

一 一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道）	松島北インターチェンジから登米東和インターチェンジまで（PA）の区域を除く。	一 一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道）	松島北インターチェンジから登米東和インターチェンジまで（PA）の区域を除く。
二 一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道）	気仙沼市唐桑町只越から気仙沼市唐桑町館まで	二 一般国道四十五号（三陸縦貫自動車道）	気仙沼市唐桑町只越から気仙沼市唐桑町館まで

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。）、「暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年十二月二十七日（月）、午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七二七、内線二二三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年十二月二十七日（月）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年一月十三日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十三年一月二十七日（木）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記

載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までには到達する」と。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出であるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年一月二十八日(金)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)

第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載する」と。

また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載する」と。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百二十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

Summary

1 Items/Services Required : Lease of Server for Client System-1 set

2 Duration of Contract : From March 1, 2011 to February 29, 2016

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

4 Bid Deadline : January 27, 2011, 5: 00 p.m

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

監査委員

○宮城県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年12月14日

1 監査委員の報告日

平成22年9月14日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年10月29日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

六 概要

現年度分	3,067,580,116円
過年度分	5,700,994,581円
合 計	8,768,574,697円
・ H20年度収入未済額	
現年度分	3,170,285,635円
過年度分	4,997,142,850円
合 計	8,167,428,485円

□ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策本部」を継続して設置するとともに、新たな「宮城県税収確保対策3か年計画」を策定した。縮減目標に基づき各県税事務所に収入未済額の縮減目標を設定させ、財産調査の徹底や差押徴収の強化、公売での換価など早期滞納処分を着実に実行し、大幅な縮減目標達成に向け、一層の進行管理の徹底と収納促進に努めている。

また、各県税事務所においては、定期的に滞納事案検討会を開催しており、当該においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を継続していく。

市町村において個人市町村民税と併せて徴収する個人県民税の収入未済額は増加したが、これを除く県税の滞納額は着実に縮減されている。

特に個人県民税の徴収対策については、地方税徴収対策室による滞納整理の強化や市町村への徴収支援、各県税事務所による市町村と連携しての企業に対する特別徴収への移行要請などを重点的に実施し、収入未済額の縮減に努めていく。

(2) 情報政策課・情報産業振興室

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らな

たい。

(内容)

○宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金

・ H21年度収入未済額

現年度分 19,487,000円

□ 措置の内容

対象企業に対し、平成22年7月に事業所を直接訪問するなどして、返還金の納付を繰り返し求めた。

対象企業から、資金繰りが厳しい旨の説明があったものの、平成22年7月以降毎月10万円の

納付がされている。

今後も、弁護士等と相談しながら、継続して返還を求めていく。

(3) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図らな

たい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 330,017,612円

過年度分 163,937,344円

合 計 493,954,956円

・ H20年度収入未済額

現年度分 67,309,098円

過年度分 96,628,246円

合 計 163,937,344円

□ 措置の内容

○県内に在住している債務者に対しては、電話連絡や自宅訪問による直接交渉を行ったほか、金融機関や債務者が所在する市町村の協力を得て資産調査を実施したが、優良な資産は確認できず収入の確保に至らなかった。

○所在が不明として、納付命令書・督促状等の郵便物が返戻されている債務者については、公示送達により法的効果を確保したほか、当該債務者の住民票を有する市町村に再度、調査を依頼するとともに現地調査も実施したが、本人との接触や居所の確認はできなかった。

○引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、資産調査や所在調査を継続して実施し、新たな資産の発見や所在確認に努める。また、強制徴収や債務者に一部納付させることも検討しながら収入未済の縮減を図っていくものとする。

(4) 子ども家庭課・子育て支援室

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図らな

たい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H21年度収入未済額

現年度分 16,709,464円

過年度分 57,541,987円

合 計 74,251,451円

・ H20年度収入未済額

現年度分 16,070,486円

過年度分 50,129,691円

合 計 66,200,177円

○児童保護費

・ H21年度収入未済額

現年度分 3,980,760円

過年度分 13,253,233円

合 計 17,233,993円

・ H20年度収入未済額

現年度分 4,398,594円

過年度分 11,413,679円

合 計 15,812,273円

□ 措置の内容

収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行し、申請段階または負担金発生時点から償還・納付まで納入義務者の生活状況を十分に確認するなど、納入義務者（貸付金に関しては、連帯借受人、連帯保証人を含む。）に対し、きめ細やかな助言・指導を行うよう保健福祉事務所・児童相談所への指導を徹底していく。併せて、一部弁済の受領や不能欠損処理等についても適切に実施していく。

また、「収入未済額の縮減に向けた行動計画」で掲げた目標の達成に向けた適切な事務処理の実施について指導するとともに、各事務所における効果的な収納促進対策等や他県等の先進的な取組について情報収集し、各事務所に情報提供するなどして収入未済の縮減を図っていく。

(5) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

普通財産の土地貸付に係る使用料において、6ヶ月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・ 貸付内容 技術開発研究会館敷地

・ 貸付年月日 平成21年4月1日

・ 貸付期間 平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

・ 調定年月日 平成22年1月12日（平成21年度分）

・ 調定金額 693,720円

□ 措置の内容

平成22年度分の使用料については、指摘後遅滞なく調定を行った。

また、平成23年度以降については、契約書に納期の定めがなかったので、明記し、適切な使用料の調定を行う。

（平成22年度の事務処理）

・ 貸付内容 技術開発研究会館敷地

・ 調定年月日 平成22年6月21日（平成22年度分）

・ 調定金額 693,720円

(6) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 3,242,000円

過年度分 10,051,000円

合 計 13,293,000円

・ H20年度収入未済額

現年度分 295,000円

過年度分 10,016,000円

合 計 10,311,000円

□ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付償還金の収入未済については、電話連絡や訪問面談等により、債務者の生活の実態を把握しながら納入の指導を行うことで縮減を図っている。

債務者の多くは、多重債務者や破産者であることから、償還が困難となっている状況も見受



けられるので、今後も定期的な電話連絡と訪問面談等により、収納促進と適切な債権管理に努めていく。

(7) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金

・ H21年度収入未済額

現年度分 27,214,804円

ロ 措置の内容

経営環境の激変等により、事業実施主体が事業継続を断念したことを受け、工場施設等の補助施設を対象に平成22年1月に補助金残価相当分の返還を求めたものであり、年度内に返還されず収入未済になった。

対象施設については、平成22年3月23日に日本政策金融公庫が裁判所に競売申立を実施しており、競売終了後に、速やかに債権回収を図る必要があることから、裁判所からの情報収集等により競売の進捗状況を把握するとともに、返還に向けた関係機関との調整に努めている。

(8) 水産業基盤整備課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（第三創栄丸の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 8,742,300円

ロ 措置の内容

特別納付金の収入未済については、気仙沼漁港に18年にわたり放置された汽船第三創栄丸の行政代執行による当該船舶の撤去に要した費用である。

債務者に対し督促を行うなど納付を促したが、納付に至らなかったことから、都市銀行、地方銀行等19の金融機関を対象に債務者の財産確認調査を実施した。その結果、5件の預金口座の存在が明らかになり、現在、口座ごとの残高について追加調査中である。

今後も、粘り強く債務者に対し文書、電話、訪問等により納付指導を行っていくとともに、

上記調査結果を踏まえて、追加財産確認調査を実施し、強制徴収や債務者に一部納付させることも検討するなど収入未済の縮減を図っていく。

(9) 都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 199,455,614円

過年度分 37,772,088円

合 計 237,227,702円

ロ 措置の内容

H20年度分については、名取市愛島東部第二土地区画整理組合に係るH11年度及びH14年度貸付分の延滞金・延納金である。H21年度の現年度分についても、同組合に係るものであるが、国の無利子再貸付制度の期限措置を活用し、県への未返済元金分4億4千万を再貸付し、即日返済を受けることにより、延滞金・延納金が確定したものであり、この措置により、延滞金・延納金の増加を停止させている。

今後の土地区画整理組合に対する債権（貸付金及び延滞金・延納金）回収のためには、保留地販売の促進が必要であり、協定に定める返済スキームに基づいた計画的な返済を図るべく、組合内に設置した保留地販売促進協議会の場などを通じて、組合の運営状況の確認や指導・助言を引き続き行っていく。

なお、貸付にあたっては連帯保証人を設定しており、平成17年には担保の設定も行い、貸付元金に係る債権の保全を図っている。

(10) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・ H21年度収入未済額

現年度分	99,310,031円
過年度分	166,892,583円
合 計	266,202,614円

・ H20年度収入未済額

現年度分	82,055,142円
過年度分	149,508,863円
合 計	231,564,005円

○県営住宅駐車場使用料

・ H21年度収入未済額

現年度分	8,147,600円
過年度分	7,769,264円
合 計	15,916,864円

・ H20年度収入未済額

現年度分	6,814,500円
過年度分	6,596,980円
合 計	13,411,480円

□ 措置の内容

○滞納者約1,000人に対し、滞納期間に応じた滞納整理を行う。

・ 滞納期間1ヶ月

本人あて文書催告, 電話催告

・ 滞納期間1~11ヶ月

連帯保証人あて納付協力の依頼, 債務履行要請書の送付。

訪問催告。

本人面談(10月, 11月, 2月)

・ 滞納期間12ヶ月以上

明渡し訴訟の対象とする文書送付, 勤務先等への電話催告。

本人面談(10月, 11月, 2月)

○滞納整理強化期間の設定及び休日滞納整理を実施し、収納に努める。

・ 決算期(4~5月), 夏期(7月), 冬期(12月)

○生活保護受給者の代理納付について生活保護の実施機関と協議し、H22年度当初は2事務所、現在は5事務所を実施している。

新規入居者には納付状況の確認及び遅延者に対する指導を重点的に実施している。また、引き続き、収入率が98%未満の滞納者が多し3団地では集中的な訪問催告を行っている。

退去者の滞納分については、H21年度分を新たに民間債権回収会社に回収を依頼している。

(1) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○放置違反金

・ H21年度収入未済額

現年度分	12,799,000円
過年度分	25,180,536円
合 計	37,979,536円

・ H20年度収入未済額

現年度分	16,319,000円
過年度分	23,756,336円
合 計	40,075,336円

○損害賠償金

・ H21年度収入未済額

現年度分	1,021,450円
過年度分	12,974,400円
合 計	13,995,850円

・ H20年度収入未済額

現年度分	2,574,600円
過年度分	11,434,350円
合 計	14,008,950円

□ 措置の内容

○放置違反金

<p>収入未済額縮減のため、債務者に対し継続的に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分の強化</li> <li>・訪問による催促の強化</li> <li>・電話催促の強化</li> </ul> <p>を行い、収納促進と収入未済の発生防止に努める。</p> <p>○損害賠償金</p> <p>収入未済額縮減のため、債務者に対する債務者管理票による管理を行うとともに、継続的に電話や訪問により催促を実施し、収納促進と収入未済の発生防止に努める。</p> <p>(2) 高校教育課、義務教育課・特別支援教育室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県立学校における学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに、指導徹底を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○米谷工業高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 約480,000円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで</li> </ul> <p>○仙台西高等学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 6,689,098円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで</li> </ul> <p>○船岡支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 6,976,081円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで</li> </ul> <p>措置の内容</p> <p>○高校教育課</p> <p>学校徴収金に係る事務処理については、「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領(準則)」(以下、「取扱要領」という。)を示し、適切な事務処理を指導してきた。</p> <p>今回指摘された事項については、取扱要領が遵守されていたことが原因であると考え、平成22年8月19日に開催された県立学校長臨時会議において、取扱要領の遵守の徹底を指示した。</p> <p>また、米谷工業高等学校の事故は寮費の私的流用であったため、寮費会計がある高校2校</p>	<p>の事務処理状況を直ちに調査したほか、平成22年9月までに13校を個別に訪問し、調査を実施した。</p> <p>今後も、個別に実地調査を行うとともに、事務長会議等機会をとりながら取扱要領遵守の徹底を指導していくこととした。</p> <p>○義務教育課・特別支援教育室</p> <p>学校徴収金に係る事務処理については、「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領(準則)」(以下、「取扱要領」という。)を示し、適切な事務処理を指導してきた。</p> <p>不適切な事務処理の再発防止に向け、以下の点を実施した。</p> <p>①平成22年8月に県立学校長臨時会議において、職員の服務規律の確保と取扱要領等の遵守の徹底を指示した。</p> <p>②平成22年9月に全県立支援学校を訪問し、事務長に対して学校徴収金についてヒアリングを行い、取扱要領遵守徹底を指示した。</p> <p>③平成22年10月の特別支援学校校長会において、職員の綱紀粛正について再度徹底を図るよう指示した。</p> <p>(3) 米谷工業高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>保護者から納入された寄宿舎に係る寮費等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 約480,000円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで</li> </ul> <p>措置の内容</p> <p>「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」の遵守を徹底し、特に、現金で支払いを行った場合の出納責任者(事務室長)による精算確認、年度中途及び年度末における出納責任者による会計検査の実施と執行責任者(校長)への報告並びに事務室長等の異動に伴う事務引継を確実に行うこととした。</p> <p>また、寮費について、監査体制が整備されていなかったことから、本年度から関係保護者2名を監事に委嘱して監査を実施することとした。さらに、郵便振替により収納している寮費の収入に際しては、新たに振替口座からの「払出同」を作成し、管理用口座へ入金する際に起票している「収入同」とともに決裁を受けて入金することとした。</p> <p>(4) 仙台西高等学校</p>
--	--

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

・職員による私的流用金額 6,689,098円

・私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで

ロ 措置の内容

不適切な事務処理を防止するため、「宮城県仙台西高等学校学校徴収金等会計事務に関する取扱要領」に基づき、支出については、業者支払い後に出納責任者（事務室長）が精算確認を実施し、また、年2回出納責任者による検査を実施することとした。

なお、金庫内の現金保管状況を把握するため、現金管理簿を作成し随時確認することとした。今後の会計事務処理について、平成22年6月17日開催の職員会議において職員に周知した。また、校長から公務員としての服務規律保持について指示した。

(5) 船岡支援学校

イ 監査委員の報告の内容

団体会計等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

・職員による私的流用金額 6,976,081円

・私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで

ロ 措置の内容

不適切な事務処理を防止するためにチェック体制の強化を検討し、「宮城県立船岡支援学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」の改正を行うとともに学校関係団体と協議し、以下の点について実施した。

① 支出決議の都度、出金票の押印確認と通帳の確認を出納責任者（事務室長）が行う。

② 学校の関係団体の役員が、毎月、支出決議書や通帳等の会計書類の検査を行う。

さらに、平成22年8月25日に全職員を対象として、会計に関する研修会を行い、要領の改正と事務手続きの流れについて周知した。

また、職員会議等で公務員としての倫理保持について、校長から指示した。